

姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金 業者登録申請要領

令和5年5月より実施する「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金」の交付申請には、「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金登録業者名簿」（以下「業者名簿」といいます。）に登録されている事業者から省エネ設備を調達いただく必要があります。

補助金の申請に先立ち、令和5年4月20日（木）より、省エネ製品の調達先を掲載する「業者名簿」へ登録する事業者を受け付けます。

名簿への登録を希望される事業者におかれましては、この要領をご覧ください、申請いただきますようお願いいたします。

令和5年4月（8月更新）

姫路市産業局商工労働部 産業振興課

◎ 業者登録申請について

姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金（令和5年5月25日（木）より受付開始。以下「補助金」という。）の申請者は、省エネ製品を調達する場合、原則として業者名簿に登録された事業者より省エネ製品を調達します。

そのため、業者名簿への登録を希望される事業者におかれましては、必要書類を添付し、業者登録申請書（姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金用）を郵送で提出してください。

※姫路市契約課で業者登録している場合でも、申請は必要です。（一部の添付資料については、提出不要となります。）

◎ 業者登録について

申請後、本市にて、申請内容が登録要件を満たしているか審査し、要件を満たすと認めるときに事業者へ登録通知を行うとともに、「業者名簿」に登録します。

※「業者名簿」に登録された事業者は、姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金の交付申請を行うことができません。

【参考】 姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金の概要

1. 申請者の要件

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主並びに中小企業支援法第2条第1項第4号に規定する中小企業団体であること。
- (2) 姫路市内に登記上の本店所在地を有する法人（個人事業主にあつては姫路市内に主たる事業所を有する、中小企業団体にあつては姫路市内に主たる事務所を有する）であること。
- (3) 姫路市税の滞納がないこと。 など

2. 補助対象経費

姫路市が指定する省エネ性能の高いLED照明、エアコン、冷蔵・冷凍庫、電気温水機器、ガス・石油温水機器、ハイブリッド温水機器の更新費用（機器本体の費用のみ）

3. 申請手続等

- (1) 受付期間 令和5年5月25日（木）から令和5年10月31日（火）
- (2) 事業完了期限 令和6年1月31日（水）

※詳細は、「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金募集要領」（令和5年5月上旬に本市ホームページにて公開予定）をご覧ください。

【1】 登録事業者の要件

- 1 令和4年12月末日以前より独立して営業している事業者
※業務内容が補助金の補助対象事業に関するものであることが条件です。
- 2 令和5年4月1日以前より姫路市内に店舗又は事業所の所在地がある事業者
- 3 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限を受けている事業者でないこと。
<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000005499.html>
- 4 姫路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する関係機関等に該当せず、かつ将来にわたっても該当する事業者でないこと。
- 5 令和5年度に姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金の交付申請をしていない事業者で、今後も当該補助金を利用しない事業者
- 6 省エネ機器の更新について、本補助事業の申請予定者からの相談に応じることができる事業者
- 7 省エネ機器の省エネ性能を提示できる事業者
- 8 本補助事業に関する代金の受取りを申請者名で領収できる事業者
- 9 下記の支払方法のいずれかにより、請求金額を領収し、必要に応じて領収書を発行できる事業者

支払方法	提出書類	備考
口座振込 (銀行窓口)	振込依頼書の写し(金融機関 領収印のあるもの)	振込依頼人は、法人は法人名、個人事業 主は代表者名が記載されていること
口座振込 (ATM)	ご利用明細書の写し	振込依頼人は、法人は法人名、個人事業 主は代表者名が記載されていること
インター ネット バンキング	・利用明細の写し ・口座通帳の写し(表紙・口 座から引き落とされたこ とが分かる該当箇所)	・振込相手方が費用の支払先である登 録事業者に限る ・利用明細の写しに、支払相手方名が 表示されない場合は、領収書が必要 ・補助申請者・登録事業者ともに、口 座名義は、法人の場合は法人名、個 人事業主の場合は代表者名が記載さ れていること

<p>クレジット カード払</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カード会社発行の利用明細書の写し（WEB明細書の表示画面を印刷したもので可） ・口座通帳の写し（表紙・口座から引き落とされたことが分かる該当箇所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>口座からの引き落とし日が令和6年1月31日以前であること（引き落とし日が令和6年2月1日以降であるものは補助対象外*となります）</u> ・当該申請者（法人は法人名、個人事業主は代表者名）名義によるものであること ・1回払いに限る
-----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ クレジットカードによる支払については、決済日（クレジットカード利用日）と引き落とし日（口座から利用代金が引き落とされる日）に差が生じます。**決済を行ったにもかかわらず事業完了期限までに引き落としが行われない場合は、補助対象とすることができません。**そのため、本補助金の支払方法としては、振込日と入金日に日数差が生じにくい口座振込又はインターネットバンキングを推奨しています。

※ 事業完了（対象機器を調達し使用できる状態にしたうえで、調達先に対して費用の支払が完了（資金の移動が完了））期限が、令和6年1月31日までとしているため、**引き落とし日が令和6年2月1日以降であるものは補助対象外となります。**

※ 現金、商品券、金券による支払、手形や小切手の振出しによる支払、販売業者や決済事業者が実施するポイント又は電子マネーでの支払は認めません。

【2】 登録方法等

1 登録方法

業者登録申請書（姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金用）に、必要な書類を添付して、郵送で提出してください（郵送代は、登録を希望する事業者の負担となります。）。

※**業者登録申請書（姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金用）**は、姫路市ホームページよりダウンロードしてください。

<関係様式ダウンロードURL>

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000023925.html>

2 郵送先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金事務局
（姫路市産業振興課内） 宛

3 登録受付期間

令和5年4月20日（木）から令和5年10月31日（火）まで

【3】 必要書類

1 法人

- ① 業者登録申請書（姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金用）
- ② 「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金登録業者名簿」登録に関する誓約書

※以下の書類は、姫路市契約課で業者登録している場合は不要です。

- ③ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し
※発行から6カ月以内のもの
- ④ 財務諸表（直近の事業年度分の損益計算書及び貸借対照表）の写し
- ⑤ 姫路市内の店舗の写真（外観、内観など営業内容のわかるもの）

2 個人事業主

- ① 業者登録申請書（姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金用）
- ② 「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金登録業者名簿」登録に関する誓約書

※以下の書類は、姫路市契約課で業者登録している場合は不要です。

- ③ 身分証明書（代表者の顔写真付き証明書 例：運転免許証、パスポートなど）の写し ※有効期限内のもの
- ④-1 所得税の確定申告書（令和4年中の第一表及び第二表）の写し
- ④-2 財務諸表（直近年の収支内訳書又は青色申告決算書）の写し
- ⑤ 姫路市内の店舗の写真（外観、内観など営業内容のわかるもの）

【4】 その他注意事項

- 1 「業者名簿」への登録は、姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金に関する登録事業者の売上を保証するものではありません。
- 2 「業者名簿」登録申請の内容に関し、事務局より面接を求めることがあります。
- 3 登録内容に虚偽があった場合は、登録を取り消すことがあります。
- 4 姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金の申請に関し、登録事業者と代表者を同じくする申請者への販売は、補助対象経費として認めません。
- 5 姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金の申請者に省エネ設備を販売する場合、申請者に対して、見積書と請求書（類似のものを含む。）を必ず発行してください。その際は「一式」とは記載せず、詳細がわかるものを発行してください。
- 6 見積書と請求書の発行者名は、業者登録申請書に記載された申請者、登録店舗、本社・本店のいずれかに限ります。
- 7 警察署、税務署などの公的機関からの依頼、その他法令に基づく依頼を受けた場合は、本補助金の交付に際して本市が保有する情報を提供することがあります。

- 8 補助申請者と登録事業者との間で発生した、本補助金交付の範囲以外の施行、支払等に関するトラブルに、本市は一切関わりません。
- 9 補助金申請者への省エネ設備販売に際しては、「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金募集要領」を熟読ください。

【5】 「業者名簿」登録内容

- 1 店舗名（屋号）
- 2 市内店舗の所在地
- 3 連絡先（電話番号）
- 4 提供できる省エネ製品の品目（主なもの2品目）
- 5 取り扱いメーカー名（申請書に記載された内容の文頭から読点を含み30文字までを登録します。）

【6】 お問い合わせ

姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金事務局（産業振興課内）

午前9時から午後5時（土日祝日を除く平日のみ）

電話番号：079-221-2622